

広島県小学校教育研究会 道徳科部会 規約

第1条 名称

本会は、広島県小学校教育研究会 道徳科部会と称する。

第2条 目的

本会は、広島県内の各郡市における道徳教育の研究、並びに道徳教育研究諸団体との連携を密にし、広島県小学校道徳教育の振興を図る。

第3条 本部・事務局

本会の本部・事務局は、部会長所属の郡市に置く。

第4条 組織

本会は、広島県内の小学校教職員をもって組織する。

第5条 事業

本会は、第2条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- 1 県下の道徳教育諸問題についての調査研究
- 2 全国小学校道徳教育研究会並びに中国地区小学校道徳教育研究協議会に加盟
- 3 公開授業及び研究大会または研究発表会（可能な場合）
- 4 研究冊子・情報誌の発刊
- 5 県内における道徳教育研究発表校の支援

第6条 役員

本会に、次の役員を置く。

| | |
|-------|-----------------------|
| 部会長 | 1名 |
| 副部会長 | 3名 |
| 監事 | 2名 |
| 常任理事 | 若干名（*各地区単位で、理事の中から1名） |
| 理事 | 若干名（*各郡市代表） |
| 事務局長 | 1名 |
| 事務局次長 | 1名 |
| 事務局員 | 若干名 |

第7条 役員選出

役員を選出は、以下の1, 2のとおりとする。

- 1 部会長・副部会長・監事は、年度初めの総会において理事の中より選出し、理事は各郡市において選出する。事務局長・事務局次長・事務局員は、部会長が委嘱する。
- 2 副部会長3名の選出は次のとおりとする。（*年度における担当は別表参照）
 - (1) 県大会会場校校長（該当年度）
 - (2) 次年度当番地区より
 - (3) 広島市より※（2）及び（3）については、該当地区で互選する。

| | (1) | (2) | (3) |
|--------|-------|-------|-----|
| 平成28年度 | 芸北・北部 | 福山市 | 広島市 |
| 平成29年度 | 福山市 | 西部B | 広島市 |
| 平成30年度 | 西部B | 広島市 | 広島市 |
| 2019年度 | 広島市 | 東 部 | 広島市 |
| 2020年度 | 東 部 | 西部A | 広島市 |
| 2021年度 | 西部A | 芸北・北部 | 広島市 |

平成28年度以降の新区割りと 広島県道徳教育研究大会の地区順

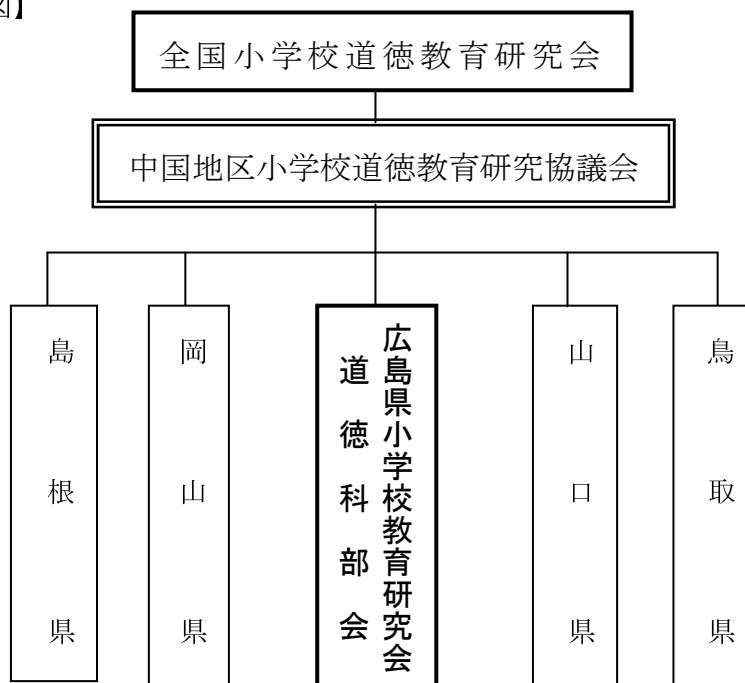
| | |
|--------|---------------------------|
| 平成28年度 | 芸北・北部 (山県郡、安芸高田市、三次市、庄原市) |
| 平成29年度 | 福山市 |
| 平成30年度 | 西部B (東広島市、安芸郡、竹原市、豊田郡) |
| 2019年度 | 広島市 |
| 2020年度 | 東部 (三原市、尾道市、世羅郡、府中市、神石郡) |
| 2021年度 | 西部A (大竹・廿日市市、呉市、江田島市) |

第8条 道徳教育研究関係団体に係る役員選出

本会以外の道徳教育関係団体に係る役員の選出は、以下のとおりとする。

- 1 全国小学校道徳教育研究会広島県理事 (全小道研理事 計5名)
 - 県部会長 1名
 - 県副部会長 3名
 - 事務局長 1名
- 2 中国地区小学校道徳教育研究協議会広島県理事 (中小道研理事 計5名)
 - 県部会長 1名
 - 県副部会長 3名
 - 事務局長 1名

【組織図】



第9条 役員の仕事

役員の仕事は、以下のとおりとする。

- 1 部長は会務を掌握し、本会を代表する。
- 2 副部長は会長を補佐する。
- 3 監事は会計・会務を監査する。
- 4 理事は本会の重要な案件を協議処理する。
- 5 事務局長は部長・副部長を補佐し、庶務・渉外等を掌る。
- 6 事務局次長・事務局員は事務局長を補佐し、記録及び会計を掌る。

第10条 会議

本会運営のために、次の会議を開く。

- 1 理事会（郡市代表者会）…第6条の役員をもって構成する。
原則として、毎年6月と2月の2回行う。
- 2 三役会…部長、副部長、事務局長をもって構成する。
三役会は、必要に応じて部長が招集する。
- 3 常任理事会…部長、副部長、監事、常任理事、事務局長をもって構成する。
常任理事会は、必要に応じて部長が招集する。

第11条 常任理事会

部長は、本会の運営等について協議が必要な場合は、常任理事会を招集する。

- 2 常任理事会の構成は、第10条3で定められたとおりとする。
- 3 常任理事会においては次のことを審議決定する。
 - (1) 事業計画及び報告に関すること
 - (2) 予算及び決算に関すること
 - (3) その他、必要な事項に関すること

第12条 役員の仕事

役員の仕事は1年とするも、留任を妨げない。退任の場合は、感謝状を贈る。

第13条 経費

本会に要する経費は、広島県小学校教育研究会会費をもってあてる。

第14条 規約の改正

本会の規約の改正は、理事の4分の3以上の同意及び広島県教育委員会の承認を得なければならない。

第15条 議事決定

本会における議事の決定は、出席者の過半数の同意によって決定する。

附 則 本規約は、昭和61年6月25日から実施する。

| | |
|------------|---------------------|
| 昭和63年6月25日 | 規約一部改正 |
| 平成2年6月22日 | 第7条(2)に改正 |
| 平成13年6月30日 | 第7条教育事務所の名称変更 |
| 平成18年2月17日 | 第10条改正 |
| 平成18年6月23日 | 第10条一部改正 |
| 平成18年6月23日 | 第11条追加施行 |
| 平成21年6月26日 | 第6条、第7条(2)②名称変更 |
| 平成23年2月18日 | 第7条(2)副会長の選出順変更 |
| 平成23年6月24日 | 第14条、条文の変更 |
| 平成26年2月21日 | 第7条、地区割りと県大会の地区順の変更 |
| 平成29年2月23日 | 会長を部長に、副会長を副部長に名称変更 |
| 平成30年4月1日 | 部会名を道徳科部会と改称 |

【申し合わせ事項】

平成28年度以降の各大会予定とその後の見通し

1 広島県小学校道徳教育研究大会（※以下、県大会と表記）

(1) 県大会の開催の地区順について

平成28年度から〔芸北・北部→福山市→西部B→広島市→東部→西部A→芸北・北部〕
 ※平成の元号は平成31年4月30日までのため、平成31年度以降を西暦で標記

| 28年度 | 29年度 | 30年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|-------|---|-------|-------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 芸北・北部 | 福山市 | 西部B | 広島市 | 東部 | 西部A |
| 三次市 | 福山市 | 竹原市 | 広島市 | 三原市 尾道市 世羅郡 府中市 神石郡 | 廿日市 大竹市 江田島市 呉市 |
| 甲奴小学校 | 御幸小学校 | 忠海小学校 | 山本小学校 | | |
| | 全国大会 ※中国地区大会 を兼ねる —山口県— 分科会提案 【呉中央小学校】 | | 中国地区大会 —鳥取県— 分科会提案 【忠海小学校】 | | 中国地区大会 —島根県— 分科会提案 【 】 |

【備考】

中国地区大会には、前年度の県大会開催校が分科会提案をする。

なお、広島県で中国地区大会がある年は、広島県が複数の分科会提案を担う。また、その場合、次年度の全国大会において、広島県が分科会提案を行うこととなっている。

提案校については、中国地区大会と全国大会の提案が重複しないことを念頭に、部会長が前年度までの県大会開催校の中から依頼する運びとなる。

(2) 県大会開催地区の準備・役割などについて

県大会などは、原則として2年前から準備を進めていき、開催地域で研究していくこととする。開催地域全体の教職員がかかわることで研究が深まり、役割を果たすことで人材育成を図ることもできる。指導主事も派遣しやすい。

※ 広島県教育委員会教育部 義務教育指導課教育指導監 山本 泰昌 様の平成25年度末の県小教研指導講話より

(3) 県大会開催校の取組等について

- ・組織作りから諸準備、取組に少なくとも2年間は必要である。
- ・開催年度の夏に、かかわりのある教育委員会や教育事務所にPR・挨拶をして回る。
- ・広島県小学校教育研究会のHPに、指導案や授業研究会の様子などを掲載する。
- ・中国地区大会で、取組や成果を広める。(県外との学び合い)
- ・全国大会発表で取組や成果を広めることもある。

(4) その他

- 財政難から県教委の補助金制度が廃止されたため、各部会の予算が4万円減となっている。
- 「教材教具フェア」への補助金がなくなったため、この催しは廃止となった。

2 中国地区大会（2年に一度開催）

| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|-----|------|------|------|------|--------|--------|--------|
| 大会 | 広島県 | * | 山口県 | * | 鳥取県 | * | 島根県 |
| 事務局 | 広島県 | 山口県 | 山口県 | 鳥取県 | 鳥取県 | 島根県 | 島根県 |

[広島→山口→鳥取→島根→岡山→広島]

※2024年度・2025年度は広島県（広島市）

※2025年度は全国大会・中国地区大会

○準備年度（*）には、事務局の県で理事会総会を開催する。

- ・大会の主題や日程などの主な大会要項
- ・各県の情報交換 など

○理事会総会・懇親会には、中国地区小学校道德教育研究協議会役員（各県部会長、副部会長、事務局長）が出席する。

ただし、事務局年度は、開催校校長、常任理事、事務局も含む。

3 全国大会

○2025年度 全国小学校道德教育研究大会（広島大会・兼中国地区大会）は広島市

○中国地区大会開催校は、次年度の全国大会分科会で発表する。

平成28年度全国大会（愛媛県）の分科会提案は島根県が行った理由

前年度平成27年度中国地区大会開催校の呉市立呉中央小学校が発表する申し合わせではあったが、平成24年度全国大会（東京）において、予定の島根県に代わって分科会提案をしていたため。

平成29年度全国大会（山口県）には、中国地方4県が分科会提案する予定であるので、そのときに呉市立呉中央小学校が広島県を代表して分科会提案を行う。